

予算特別委員会記録

○日 時 令和3年9月9日 午前9時24分～午後1時55分

○場 所 議 場

○出席委員

5番 禰 占 通 男 委員長	2番 眞 茅 弘 美 副委員長
3番 上 迫 正 幸 委員	4番 沖 園 強 委員
6番 城 森 史 明 委員	7番 吉 松 幸 夫 委員
8番 豊 留 榮 子 委員	9番 立 石 幸 徳 委員
10番 下 竹 芳 郎 委員	11番 中 原 重 信 委員
12番 東 君 子 委員	13番 清 水 和 弘 委員
14番 吉 嶺 周 作 委員	議長 永 野 慶 一 郎

【議 題】

議案第44号 令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）

議案第45号 令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 令和3年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

【審査結果】

議案第44号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第45号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第46号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第47号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午前9時24分 開会

○議長（永野慶一郎） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

[委員長に禰占通男委員、副委員長に眞茅弘美委員を選出]

### △議案第44号 令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）

○委員長（禰占通男） 本委員会に付託された案件は、補正予算4件であります。

まず、議案第44号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（佐藤祐司） 議案第44号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億4,479万円を追加し、予算総額を159億0,160万円にしようとするもので、当初予算額より5.3%の伸びとなります。

地方債の補正については、過疎対策事業ほか2事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当した「枕崎の、味と旅。」グルメ・宿泊クーポン券発行事業補助、新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金事業などの新型コロナウイルス感染症関連新規事業、令和2年度決算剰余金の財政調整基金への積立及び地方債の繰上償還の実施等、生活保護費など令和2年度の事業費確定に伴う国県支出金の精算返納金、地域密着型施設を整備する地域介護基盤整備事業補助、近年拡大するサツマイモ基腐病対策として、産地生産基盤パワーアップ事業基金事業補助などをお願いしています。

なお、今回の補正財源につきましては、繰越金2億4,038万円、県支出金1億0,640万5,000円、地方交付税8,000万円、繰入金3,848万9,000円、国庫支出金3,253万3,000円、使用料及び手数料ほか1,506万3,000円の増と、市債6,525万8,000円、地方特例交付金282万2,000円の減で措置いたしました。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（禰占通男） ただいま説明がありました。委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、補正予算に係る部分について簡潔な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 予算書の8ページ、交付税の関係なんですけどね、初日本会議でもちょっとしたことは教えていただいたんですけど、今日資料も要求させていただきましたので、もうちょっとですね、今度の地方交付税、普通交付税、一つの節目になるんじゃないかと思っていますので、特に人口減少の関係でいろいろ教えていただきたいと思います。

初日の3日の本会議では今度の交付税算定は昨年2020年度の国勢調査が適用といいましょうか、それまではずっと平成27年の国調の人口をずっと算定してきていたわけなんですけど、その人口の減少が27年と昨年とすると1,995人が減少したと。この影響額が6,400万円の交付税の減少。

この関係でまず聞きたいのは、人口が急に減った場合には、補正の措置をする。つまり、一挙に人口減少をそのまま交付税算定に適用すると激減ってということになるろうかと思うんですが、この人口急減の補正、これはどういう形で実施されているんですかね。

○財政課長（佐藤祐司） 今、質疑者が言われるとおり、測定単位の主なものを占めるのは人口なのですが、この減少の影響で、非常に数値の増減があるところでございます。

人口を令和2年の国勢調査の速報通知にそのまま置き換えますと1億4,600万程度の減となり

ます。しかしながら、質疑者が今言われたとおり、個別算定経費の地域振興費、この費目で人口急減補正という補正がされており、この数値を見ても、人口が1,994人減少したことで、人口急減補正については前年度よりも8,200万程度増となっております。この増減を勘案しますと、合計で6,400万程度の減となりました。

これにつきましては、5年に1回人口が置き換わるわけですが、その置き換わったときの影響が非常に大き過ぎるということもありまして、人口急減補正をして、減の数値があまりにも大きくならないような措置を取りまして、その後、また4年間で均等にまた数値を落としていくというような措置が取られるものでございます。

**○9番（立石幸徳）** そうしますと、今の説明でストレートにちゅうか人口減少1,995人分をそのまま交付税の減ということにすると1億4,600万、だからその補正で8,200万が補正されているちゅうことなんですけど、この8,200万については後年度といいたいまいしょうか、3年度だったら4年度以降に均等に交付税が減少していくというふうな考え方をすればいいんですかね。4年度以降へのこの人口減少の影響ちゅうのはどういうふうになっていくんですかね。

**○財政課長（佐藤祐司）** 8,200万円というのは、人口急減補正の前年度からの増額でございます。令和3年度の人口急減補正の数値としましては、1億2,600万程度になります。令和2年度が4,400万でございました。4,400万と1億2,600万の差額で8,200万という数字になるわけですが、この令和3年度の人口急減補正の数値1億2,600万が今後、毎年1,300万程度減少していくという形になろうかと思えます。

これにつきましては、前回、平成27年度の国調人口にしたとき、22年から27年の国調人口に移り変わったときも28年度の人口急減補正は1億1,000万程度ありました。それから、大体毎年1,200万から1,400万までの範囲で減少をしてきたという経緯がございまして、今回も同様に今後5年かけて減少していくものと考えております。

**○9番（立石幸徳）** 本会議の一般質問でもちょっとありましたけど、やはりこの人口減少ちゅうのは財政上も非常に大きな影響を及ぼしてくるっていうのは、もう交付税一つを取ってみても今言ったようなことですのでね。

やっぱり人口を増やすという努力ちゅうのは本当に真剣に取り組んでいかないと、こういう交付税への影響が出るんだということをですね、我々も改めて認識し直さんといかんと思います。

もう一点この地域デジタル社会推進費ですか、これは今度創設。ただこれは令和3年度は初日には6,711万円算定されているちゅう説明でしたが、3年度と4年度と2か年の交付税措置みたいですけど、来年度も同様の算定になっていくという、その辺のこの地域デジタル社会推進費はどういうふうな考えで我々は受け止めればいいんですかね。

**○財政課長（佐藤祐司）** 3年度、地方財政計画に載ったときから3年度と4年度の2か年で措置されるということが決定しております。3年度につきましても、地方財政計画には2,000億円計上されておまして、そのうち1,200億円程度が市町村分というふうにされております。

来年度につきましても、概算要求のレベルでは同様の額が計上されておりますので、来年度も測定単位としての人口はほぼ変わらないと思いますので、同様の額が枕崎市にとっては措置されるものと考えております。

**○13番（清水和弘）** 歳入の8ページなんですけど、地方特例交付金について個人住民税減収補填特例交付金が54万、自動車税減収補填特例交付金が191万、軽自動車税減収補填特例交付金が36万9,000円となっているんですけど、減少した理由っていうのか、これはどういうことでこういうふうな減少をされたんでしょうかね。

**○財政課長（佐藤祐司）** これは普通交付税の推計の際に、基準財政収入額の項目の1つとしてこの地方特例交付金を同様に推計して計上しておりました。

その推計の方法というのが、前年度、令和2年度の基準財政収入額に地財計画の伸びを乗じて

3年度の数値を推計するという方法を取っております。

その結果、今回普通交付税と同時に地方特例交付金の額も決定されたわけでございますけれど、若干の誤差というかずれが出てまいりまして、今回決定された額で補正したわけでございます。この差というのは、当初の推計数値と決定された数値との差ということでございます。

○13番（清水和弘） ごくごく僅かな金額だと思うんですけどね、こういった自動車、軽自動車、こういった人たちへの影響というのはどのように考えておるんですか。

○財政課長（佐藤祐司） これにつきましても、3年度の現時点での推計数値ということでございまして、3年度の結果というのは3年度が終了しないと分からないわけでございます。推計の結果、このような数字になったということなんですが、この自動車税の環境性能割、そして軽自動車税の環境性能割の軽減措置の臨時的延長ということですので、消費者にとっては、それはいいというかありがたい措置ということではないかなと思います。

ただ、臨時的な延長が未来永劫ずっととなると、それはそれでどのようなものかなというふうには思っておりますので、この部分については、消費者ではなくて国のほうで面倒見ますよという話なんですけど、このような措置をずっと続けていてはどうかというふうには考えております。

○13番（清水和弘） 車関係でその高性能割の部分があると思うんですけどね、これは申請によって分かるわけですよ。どうなんですかね。

○財政課長（佐藤祐司） 環境性能割ですので、どれだけ規制に対応しているかということで減税額も違いますし、この臨時的な軽減額も違うとは思いますが、これについても現段階でも今年度の推計見込みの数値でございますので、何台どうだという話はちょっと私では申し上げられないところでございます。

○13番（清水和弘） その関係はですね、購入したときに個人が申請すれば、それに措置されるわけですか。

○財政課長（佐藤祐司） 現段階では、令和3年12月31日まで環境性能割の自動車税、軽自動車税が臨時的に軽減されるということですので、もうその時点ではその金額、軽減された金額で納めてもらうということになるかと思えます。申請ということではなくてですね。

○9番（立石幸徳） コロナウイルスの関係で説明資料の2の3と言えいいんですか、協力金の関係。

それで1,000万円、今回の補正には計上しているんですけど、まず今日の報道では、この鹿児島県もまん延防止、また今月末まで延びるといような、ほとんどそういったことになりそうなんですけど、そういうことを含めてですね、この協力金も本市の負担金ということになっていますが、どういう算定でこの負担金は出てくるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今議会に補正予算として1,000万ということで計上させていただきました。県のほうは、独自算出されている金額が1,197万2,000円とあるんですけども、本市に示された時期が8月末でございまして、私どもとしましては今お尋ねの質疑に答える内容としましては、これまで本市独自の経済対策、支援策という事業者支援ということで事業者応援資金の支給事業をしておりますが、その申請資料の情報から件数なり売上げの状況が把握できておりましたので、そういった独自の算定、積み上げを行って1,000万ということで今回予算をお願いしているところです。

○9番（立石幸徳） 今日、協力金の負担金ちゅうことだと、当然今あったように市の負担金と併せて県から出てくる部分を合算っていうか合わせてそれぞれ事業者には協力金ということで渡すわけでしょう。その事業者に渡す金額はどういう、金額もだし、その日数というか、そういうものはどういうふうになっているんですかね、今度の場合。

○水産商工課長（鮫島寿文） 少しこの協力金の負担割合等につきましても説明いたします。

休業協力金のほうは1日当たり、1店舗当たり2万5,000円から7万5,000円です。昨日の報

道発表で9月30日までということだまん防措置の期間が延びるような方針でございますが、現在、9月のこの議会に補正を上げました1,000万の根拠としましては、2万5,000円から7万5,000円、1店舗当たり60万から180万円が支給されるという内容でございます。

その負担の内訳としましては、国が8割、そして県が1割、そして市町村が1割となっております。ですので、単純に申し上げますと、県のほうでは枕崎市の市町村負担額ということで1,197万2,000円、先ほど申し上げましたとおり補正予算では私ども1,000万円ということで上げてございますが、県の算定としましてはこの10倍ということで、1億1,972万円が枕崎市のまん延防止等重点措置で休業協力した飲食店等に支払いを予想したということで、この金額になったであろうと思います。

○9番（立石幸徳） 今後ちゅうかその9月12日までが一応の期限でしたけど、それ以降また月末まで延長ちゅうことになると、この協力金はまた増えていくってということで理解していいんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） はっきりとしたことは申し上げられませんが、県のほうからは、こういったまん延防止等重点措置が9月30日まで、期間にしますと18日間延長されますので、この期間においても休業協力金について市町村に負担いただきたいということで要請がきているところでございます。

○6番（城森史明） その負担金なんですが、負担金は何件に対して支払われるのか、そして平均額は幾らなのか。

○水産商工課長（鮫島寿文） すいません、私先ほどのお答えの中でまだ確定ではありませんので、まん延防止等重点措置が延長された場合は休業協力金の関係もまたそういうこととなりますが、今お尋ねの質疑につきましては、私どもの算定では、事業者応援資金で110件程度の申請がございましたので、それにプラスアルファの部分も含めて、百二、三十件ということで考えておりますが、支給が最低ラインの60万円というところが、売上高が3,000万未満のところとっております。

3,000万を超えた部分から、少しずつ算定方式で70万であったり、最大180万までということですが、市内の飲食店等におきましては3,000万を超える飲食店等は10件程度でございます。

あとは、3,000万以下の事業所が多うございますので、60万程度のラインで協力金の支給がされるのではないかと考えております。

○6番（城森史明） 市が伴うのは1,000万ですが、そうしたときにはトータル国と県と合わせて総額は幾らなんですか。1,000万じゃ足りないと思うんで。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先ほど申し上げましたとおり、負担割合がですね、国のほうが8割負担、県のほうが1割負担、枕崎市のほうが1割負担ということで、全体的には市内の飲食店に総額として1億を超える給付金の支給があるであろうということで想定しております。

○6番（城森史明） これは下の補助金との関連もあると思うんですよね。

当然、飲食店を応援する事業なんですが、1,000万ということでその1,000万を補助金として予算化している。この1,000万で足りるんですかね。そういう支援金も含めてですよ。飲食店はそれ以上の被害を受けているんじゃないですか。1,000万するような「枕崎の、味と旅。」グルメ・宿泊クーポン券、これが1,000万で足りるのかということですよ。

○水産商工課長（鮫島寿文） まず、協力金事業の負担金1,000万ですけども、これは先ほども言いましたとおり市の負担金です。県に負担するのが1,000万であって。

○6番（城森史明） だから、要は飲食店側、受け取る側からの考えを私言っているんですよ。

例えば、その負担金で総額1億何ぼの、国と合わせてね、支払われるちゅうことだけけど、それで飲食業界はやっていけるのかっていうことですよ。1億何ぼで足りるんですか、支援金として。もっと多く出さなきゃいけないんじゃないの。

○水産商工課長（鮫島寿文） この協力金につきましては、枕崎の飲食業組合の方ともお話をし  
てですね、私どものほうが、県の情報を得た時点ですぐ周知、お知らせをしております。

その中で、ある程度、事業規模で皆さんお分かりですので、60万のところ、100万のところあ  
りますが、こういったことであればありがたいということで、質疑者がおっしゃるような上乘せ  
支給をしたほうがよろしいのではないかという意味での質疑かもしれませんが、そこも考えまし  
たが、国のほうでまん防措置でこういった適用で協力金の支給があるということで、何度も申し  
上げますが、全体的には市は1,000万、約1割の負担ですが、総額1億のこういった協力金が下  
りてくるということでは、理解をいただいていると思っております。

もちろん、事業主によってはですね、時短要請でこれまで9時までの営業をしていたんですが  
8時で閉めることによって1時間の時短であります、それでも1日2万5,000円ということで  
給付がされる予定ですので、御理解をいただいているところです。

○6番（城森史明） ですから、その負担金についてはもういいんですよ。いいんですが、その  
次に今、まん延防止になってから多分市内の飲食店はあまり人が動いていないと思うんですよ。  
ダブル打撃を受けていると思うんで。

南さつま市はちょっと極端です。9月6日からまた1万円クーポン券というのを市民に配付し  
たわけですよ。その規模からすると、枕崎市は1,000万でしょう。この「枕崎の、味と旅。」の  
グルメ・宿泊クーポン券、これに相当するわけですよ。だから、南さつま市、あそこはちょっ  
と極端なんですけど、それに対して1,000万で足りるのかっちゃうことですよ私が言いたいのは、

何千万か、3,000万でもいいし、その辺の計算というこの1,000万という根拠はどこにあった  
んですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 前は、商工会議所の青年部のほうでこういったグルメクーポン  
の発行等をされて、それに対しまして市が補助ということでしておりますが、今回につきましては  
、もちろん商工会議所、あと飲食店の組合の方ともお話をし、この今回の補正でお願いする  
1,000万事業で御理解をいただいております。内容的には発行総額は2,000万円となります。額  
面4,000円のクーポン券を3,000円で販売ということで、プレミアム分を33%ということで見て  
おります。

こういった協議もですね、商工会議所また飲食業の組合の方、それと今回の実施主体は、枕崎  
市通り会連合会でするように進めております。

販売につきましても、前は総合体育館等で行いましたが、市内の郵便局で購入できるように、  
郵便局のほうとも協議をしながら進めていただいております。

1,000万が低いのではないかと御意見もありますが、私どもとしましては、これまで市長、  
副市長が答弁してまいりましたとおり、いろんな事業者の関係者の皆さんとも話をしながら、こう  
いった施策を進めております。

現在、8月のお盆過ぎから非常に飲食店においては、売上げが、質疑者がおっしゃったとおり、  
非常に厳しくなっているというお声も聞いております。そういったところの御意見も踏まえて、  
また飲食店に関連する事業者の皆さんもですね、やはりまん延防止等重点措置の適用があつてか  
ら、時短営業をしている中で売上げが非常に減少しているという水産加工業者の方もいらっしや  
いますので、そういったところのヒアリング等も、随時、昨日も業界の方ともお話をしながら進  
めております。また、必要な支援というのは今後も対処していきたいと考えております。

○6番（城森史明） 第5波による影響というのは8月、それから出ているってことなんで、そ  
ういうタイムリーな支援を要望します。

次に、先ほどの基準財政需要額の資料について質疑したいんですが、人口減少によって、交付  
税は減少していくということで説明がありましたが、令和3年度に増加している原因について説  
明をお願いしたいと思います。

○**財政課長（佐藤祐司）** 初日本会議の際にも申し上げましたが、普通交付税は基準財政需要額と収入額との差額で計算されるものでございます。

二重線のところを見ていただきますと、基準財政需要額が前年度よりも1億6,000万増加しております。そして、基準財政収入額が1億1,200万減少してきております。

収入のほうが落ちているから普通交付税は増加する、そして需要額が増加しているから増加するというので、結局、2億7,000万程度増加したということになります。

その内訳については、初日本会議の際にも申し上げましたが、先ほど来出ております人口減の影響というのはありましたものの、新設の地域デジタル社会推進費、これについては6,700万程度が皆増ということになります。

それから、高齢者保健福祉費、これ65歳以上人口の項目ですが、これについては単位費用の増に加えまして、介護サービス利用者増の影響によりまして密度補正が増となったことで、この費目だけで4,864万程度増になっております。

また、公債費の分野では過疎対策事業償還費、これは26年以来借り入れてきておりますので、償還費、元利償還金がだんだん大きくなっております。それに伴いまして、償還費の交付税措置も3,910万円の増というふうになっております。

また、社会福祉費におきましても、単位費用の増に加えまして、障害福祉サービス利用者の増などによって密度補正が増となったことで2,064万程度の増となっております。

また、包括算定経費につきましても、会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増に要する経費の算定などによりまして、包括算定経費の人口のところは1,560万の増となっているところが基準財政需要額の増の主な理由でございます。

そして、基準財政収入額の減につきましては、市民税の所得割や法人税割が大きく減少したことによりまして、この2つで7,200万程度減となっております。その分、交付税は増となるわけです。

それから、地方消費税交付金、これにつきましても1,200万程度の減と算定されておりまして、これに伴いまして、交付税もその分増となるというのが主な理由でございます。

○**6番（城森史明）** この中に臨時財政対策債というのがありますが、これは経緯的に減少してきたものが今回8,000万増えていますよね。この理由は何なんですかね。

○**財政課長（佐藤祐司）** 国のほうで令和3年度の地方財政計画をつくりましますときに、地方税の大幅な減収が予想されておりまして、その財源不足に対応するために、臨時財政対策債の大幅な増ということで算定されております。

この増の部分については、国と県で折半するというので、国のほうも特例的に交付税特会のほうに繰入れをやって、地方のほうは地方のほうで臨時財政対策債を発行するというので、その分に対応するというので臨時財政対策債の増というのが地方財政計画の中で決定をされております。たしか数値としては市町村分で50パーから60パーぐらいの増となっていたかと思いません。

それをもって、当初予算のときには枕崎市の臨時財政対策債を推計したわけですがけれども、結果としてここに出てくるように35.1%の増にとどまりまして、今回の補正で7,300万程度減の補正をしているというところがございます。

○**6番（城森史明）** 臨債はたしか自治体の借金になると思うんですが、これを使う理由というか、例えば8,000万増やしていますが、これは将来負担にならないんですかね。その辺のことはどういうふうに考えればいいんですか。

○**財政課長（佐藤祐司）** この表で見えてお分かりいただけたと思いますが、まず一番上のところに振替前の基準財政需要額というのがあります。そこから臨時財政対策債の発行可能額を差し引いて、振替後の基準財政需要額となるわけでございます。もともとは交付税特会の中で地方の

ものとして借金をしていたものが、それではあまりにも財政の仕組みとして分かりにくいと。

今でも交付税特会では30兆円を超える地方分としての借金があるわけですが、それを直接、地方の借金とするというふうに制度が変更になりまして、平成13年度から地方が直接借金をするようになったものでございます。

これにつきましては、交付税措置額100%とされておりまして、毎年の元利償還金の100%は交付税措置されますよということでございます。

ただこれは理論償還でされるということございまして、それがイコールになっているわけじゃないですけれども、全体的に考えれば、元利償還金の100%が交付税措置をされるということから、基本的には実質公債費比率の影響もそんなに大きくありませんし、将来負担比率についても当然、将来負担額から差し引かれることになりますから、影響としては大きくないと。

若干の差が出ておりますが、その分については影響は出ますけれども、考え方としては100%交付税措置されるという意味から、実質公債費比率、将来負担比率の影響はないということでございます。

○6番（城森史明） 確かに国の財政も非常に厳しい状況で、今100%交付税措置っていうのが将来変わり得る可能性というのはいないんですか。

○財政課長（佐藤祐司） 今の地方財政計画の算定の方法が、その部分を含めまして財源不足として計上されます。その部分を含めなくなると、それは見られないじゃないかというような話になってきますけれども、現状として過去の借り入れたものの元利償還額がこれだけあるから、臨時財政対策債をこれだけまた発行しないといけない、さらに税収等の不足があるから、臨時財政対策債をこれだけ発行しなければならないという形で、毎年、前年度中に地方財政計画は立てられております。

その趣旨から考えますと、適切にそこのところは対応されるものというふうに考えております。

○10番（下竹芳郎） 資料の2番の5南浜館におけるトイレ等の感染症対策の事業について教えてください。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） これは文化庁の補助事業を活用いたしまして、南浜館の多目的トイレの改修事業、そして館内の床面、そしてガラス面の清掃等の業務を実施するものでございます。

多目的トイレの内容といたしましては、ベビーチェアの設置など機能を高めるとともに、便座の衛生機能、抗菌樹脂を採用したものに改修する事業となっております。

○10番（下竹芳郎） 先般のゴッホ展でもたくさんの方々トイレを使用したと思うんですけども、ゴッホ展のことは所管事務調査で途中経過は聞いたんですが、最終的に入館者数とかそういう様子を教えていただければと思います。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 最終の入館者数は、1万5,656名の入館があったところです。

○10番（下竹芳郎） そのうちのお金を頂いた方の入館者数は何人ぐらいですか。有料入館者数。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 現在ですね、有料入館者数の積算をしておりますけども、1万5,656のうち、1万1,000を超える有料入館者数ということでカウントしております。

○4番（沖園強） 予算書の8ページに使用料手数料で南浜館使用料の補正歳入があるんですけど、これは今ゴッホ展等の有料入館者数等があったんですけど、これ何を見込んでこれだけ補正を組んだんですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 当初の見込みの段階で、今回9月5日に終了しました動くゴッホ展、これを4,000名として積算して当初予算にお願いしたところでございますけれども、今回、それをはるかに超える入館者数が見込めましたので、それに伴う補正ということで、

先ほど御質疑あったとおりですね、1万1,000を想定してそのような補正をさせていただいているところでございます。

○13番（清水和弘） 説明資料の歳入の9ページなんですけど、国庫支出金、衛生費国庫補助金のうち新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業が150万円減額になっているんですけど、どういう理由なんですか。

○健康課長（西村祐一） 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の150万円の減につきましては、会計年度任用職員につきまして当初2名分計上しておりましたが、1名しか採用がなかったために報酬のほうで130万円の減となっております。

あとは、職員手当としまして、市立病院で実施しております集団的個別接種に係る時間外手当ということで、健康課、福祉課、地域包括ケア推進課の職員のほうで、毎日平日17時15分以降、土曜、日曜ですね、毎日4名ほどそちらのほうで受付の業務を行っておりますので、その手当が166万円の増、それと医薬材料費としまして、通常1バイアル当たり6回打ちなんですけれども、7回分取れるシリンジがありまして、そちらを購入しまして、ワクチンの節約と接種回数の調整のために接種医療機関のほうに配付しているんですが、そちらのほうで4万3,000円の増、あとは役務費のほうで臨時回線を4回線増設しましたので、そちらの使用料が不足しておりましたので14万円の増、高齢者への集団接種委託ということで計上しておりましたが、市立病院のほうで集団的個別接種を行った関係で、高齢者分につきましては集団接種を実施しませんでしたので委託料が200万円の減、トータルで150万円の減となっております。

○13番（清水和弘） 2人から1人になってしまったことにおいてですよ、そのワクチン接種に対する契約とか予約、これに影響はなかったんでしょうか。

○健康課長（西村祐一） この150万円減によります接種体制とかワクチン接種に関しての影響はございません。

○4番（沖園強） 予算書の20ページをお願いします。

G I G Aスクールサポーター配置支援事業264万、これ国庫補助金等は132万収入はあるんですけど、ここの特定財源で見れば国庫支出金181万9,000円となっておりますよね。そうすると、あと消耗品費、2分の1補助なのかどうかちゅうことですよね、まず1点目。

○教育総務課長（宮原司） 今回のG I G Aスクールサポーター配置支援事業につきましては、国庫の補助率は2分の1ということになっております。

○4番（沖園強） 財政課長にお尋ねします。教えていただきたいんですが、2分の1補助で264万、これ理解できました。そうすると国庫支出金で、一般財源等と国庫支出金でこの教育費、総務費になっているんですが、あと報償金、普通旅費、消耗品費、これが18万7,000円になるんですよ。そうすると、この国庫支出金の132万を引いた残りは49万9,000円ということなんですけど、この需用費、報償費、旅費に国庫支出金を仕向けていいのかどうかちゅうこと、財源です。

○財政課長（佐藤祐司） 説明欄に事業名が出ていないので、そこら辺が難しいところじゃないかなと思うんですが、この事務局費で計上しております事業につきましては、今、教育総務課長が申しあげましたG I G Aスクールサポーター配置支援事業、これが264万、そして道徳教育総合支援事業、これ学校教育課の事業でございますが、それが18万7,000円あるところです。この18万7,000円の道徳教育総合支援事業につきましては当初予算で31万5,000円計上をしております。

これは副読本といいますか、その印刷製本費を単独費で計上しておったんですが、それで、今回、補正後で50万2,000円の道徳教育総合支援事業の事業費となるわけなんですけれども、今回、県のほうの事業採択をいただきまして、この事業が補助事業として認定をされまして、49万9,000円の補助金が今回計上されていると。

ですから、歳出と歳入のそこら辺が合わないところがございますけれども、当初予算で単独で計上していたものを、今回の補助事業で賄っているということで、その調整があるということでございます。

○4番（沖園強） 了解しましたけれど、できるならその説明欄に単独事業から補助事業が採択されましたよという表記をしていただければこんな質疑が出ないと思うんですよ、よろしくお願ひします。

○2番（眞茅弘美） 説明資料の9番、産地生産基盤パワーアップ事業基金事業、こちらの説明をお願いします。

○農政課長（原田博明） 産地生産基盤パワーアップ事業基金事業につきましては、県内の地力の低下が懸念される地域・品目について、施肥、施用等の実証に取り組み、土づくりの効果を検証し、継続的な施肥、施用等による土づくりの展開を図ることが目的の事業です。

近年拡大しているサツマイモ基腐病対策として堆肥施用により、圃場の地力アップを図る取組に対して助成する事業であり、令和2年度につきましても実施した事業です。

令和2年度につきましては、一般質問でも答弁したとおり75ヘクタールに対してこの事業を実施しました。当初予算では令和3年産に向けて、令和2年度に実施できなかった事業者が実施するというので計上しました。

今年度も予算がつきましたので、令和4年産に向けての取組として実施するということとなります。ただし、令和2年度に実施した圃場、また令和2年度に実施した重要病害虫対策事業でもこの堆肥施用の事業がありましたので、これに実施した圃場以外の圃場が対象ということで今回実施します。

対象につきましては残りの100ヘクタールを実施することで計画しております。積算につきましては10アール当たり2トンの堆肥を散布するというので、単価がトン当たり5,775円、100ヘクタール掛ける2トンの計算で1,155万円の補助事業となります。

○4番（沖園強） これ100%補助、県支出金ですね、その堆肥等の購入に当たって購入先はどうなっていくんですか、農家がどこでもいいんですか。

○農政課長（原田博明） 生産者の希望で発注ということになりますが、できるだけ枕崎市クリーン堆肥センターの活用を生産者の方々には促しているところです。ただ、堆肥センターでも、全てを賄いきれる量がありませんので、民間の事業者、またほかの堆肥センターに注文するというので実施しているところです。

○4番（沖園強） 枕崎市クリーン堆肥センターの利用、実績的には何割ぐらい使っているものですか、購入量の何割ぐらいがその堆肥センターの分を利用されているんですか。

○農政課主幹兼特産振興係長（家弓弘一） 令和2年度については、約半分が枕崎市の堆肥センターでの購入となっております。

○4番（沖園強） 先ほど農政課長のほうから報告があったその半分しか賄えられないような状況なの、枕崎市クリーン堆肥センターは。

○農政課長（原田博明） 令和2年度の事業につきましては、実施する期間というのが、12月補正で実施した事業でして、実施期間が補正が成立してからということになりましたので、期間的に集中したということもありまして全てを堆肥センターのほうで賄えなかったということも理由にあります。

○4番（沖園強） そうすると、令和3年産等については、今の堆肥センターの生産体制というのはどうなんですか。本市も非常に関わりが大きいですから、供給体制と云えばいいのかな。

○農政課長（原田博明） 枕崎市クリーン堆肥センターにつきましては、JA南さつまが指定管理者として運営を行っています。堆肥センターのスタッフ等についても、新旧の入れ替わり等があったり、熟練の職員が退職したりと、実際順調に稼働がされているかどうかというところは厳

しいところもあると報告を受けています。

ただ、施設の設備についての整備を実施していますし、今年度の事業で仕切り壁の整備をして、作業がしやすいようにしていますので、今後効率よく事業ができるようにJ A南さつまとも協力し運営をしているところです。

○4番（沖園強） 実は1か月ほど前、ちょっとセンターに行ってみたんですよ、離島のほうも売上げがなかなか伸びないということですので、できればやっぱり枕崎市クリーン堆肥センターを活用していただきたいという要望に代えておきます。

○12番（東君子） 説明資料の2の(1)地域子ども・子育て支援事業における感染対策事業、この金額が340万円となっているんですけども、まだまだコロナ、続いて大変だと思っております、この必要なマスク、消毒液等の配布、これの内訳、数などを教えてください。

○福祉課長（山口英雄） この事業は新型コロナウイルス感染症の影響の中で、感染症対策を徹底しつつ事業を継続的に提供していくために必要な消毒液とか、マスクとかそういった経費を補助するためのものがございます。

今回の事業の対象につきましては、放課後児童クラブ、それから延長保育事業を行う施設、ファミリーサポートセンター事業を行っている施設、地域子育て支援拠点事業を行います施設など合わせて17の施設等となっております、1施設等当たり20万円ということで予算を編成しているところでございます。

○12番（東君子） それではその施設に20万円がつくということで、そしてその施設がマスクが足りなかったらマスク、消毒液っていう感じでその施設が内容は決められるようなものなんでしょうか、それともマスクは何枚、消毒液はこれぐらいっていうふうになっているんでしょうか。

○福祉課長（山口英雄） この事業につきましては予算書の15ページの民生費の児童福祉費の児童措置費の中で補正額340万円の部分でございますけれども、消耗品費で計上しておりまして、市のほうが必要な消毒液とかマスクとかそういったものを買って各施設に配付するという形になります。

○13番（清水和弘） 説明資料の10ページなんですけれど、この教育費国庫補助金、これはG I G Aスクールサポーター配置支援事業となっているんですけど、この事業というのは通信ネットワークを整備する構想で教職員の働き方改革につなげる目的でやっとなんじやないかと思うんですけど、現在、私が心配するのはいろんなのをするのはいいけれど、職員の労働時間、これが過重になっているんじゃないかなというのを、ちょっと不安視しとるんですけど、どうなんでしょうか。

○教育総務課長（宮原司） G I G Aスクールサポーター配置支援事業につきましては、国の公立学校情報機器整備費補助金を活用し、昨年度整備したタブレット端末の積極的な利用促進に向けた環境整備を行うためのものであります。

内容といたしましては、タブレットの積極的な活用にあたり教育情報セキュリティーポリシーの策定、また使用マニュアルの作成などを行う I C T技術者の配置、経費を支援するものとなっております。

先ほども御説明いたしましたけれども国の補助金が2分の1、また地方創生臨時交付金を活用することによりましてこの事業の地方負担額の80%が交付金の交付限度額に算入されることとなっております。

先生方の働き方改革の部分ということでおっしゃったと思いますが、今回のこのスクールサポーター支援事業については、特にそういうことではなくて、昨年度整備をしたタブレットをさらに活用できるように導入をしたということが最大の目的となっております。

○13番（清水和弘） ということは先生方の労働環境というのは論外っていうのか、考えてい

ないということなんですか。

○教育総務課長（宮原司） 結局、人材として学校に支援がいくように一応予定をしておりますので、そこら辺で先生方の負担軽減を図れるものと考えております。

○委員長（禰占通男） ほかに質疑がある方はいらっしゃいませんか。

[挙手する者あり]

○委員長（禰占通男） ここで1時間が過ぎましたので、10分間休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時46分 再開

○委員長（禰占通男） 再開いたします。

○9番（立石幸徳） コロナ対策でですね、感染拡大防止、今朝ほどの報道でも自宅療養者に県が弁当といういろいろな食料品を宅配すると。もちろん保健所は枕崎の本会議では6人いるっちゅうことでしたから分かっているんでしょうけど、市のほうは、例えばその食料が宅配されているとそういう情報も教えてもらえているのか、いないのか、その辺はどうなんですかね。

○健康課長（西村祐一） 食料品等の宅配の状況につきましては、県のほうから情報をいただいております。

○9番（立石幸徳） おかしいですね。何もかんもな、教えてもらえていないから知りませんで済む話ではないと思うんですね。それはやっぱりいろいろ何度も言うように細かいことは別にしても、一応基本的なことは市のほうがやっぱり要求すべきじゃないですか。教えてもらえないじゃなくて、弁当も食料も配るようになっているみたいですけど枕崎はどうなっていますかというような形でですね、やはり直接的には県の保健所の責任でしょうけど、行政上の問題として、やっぱり市がいろいろと関連をしてくるので、その辺は今度もいろいろありますのでね、しっかり対応していただきたいと思うんです。

ワクチン接種にしても、今朝の報道では枕崎市は12歳以上の市民といいましようか、全部接種券は配付済みというようなことになっておりましたけど、もう既にワクチン接種を終えた人も含めて全ての市民に接種券はもう配付されたかというふうに捉えとっていいんですかね。

○健康課長（西村祐一） ただいまの質疑についてなんですが、対象者の市民に接種券が送付されたかということですが、対象者になる方への接種券の送付は済んでおります。今後、また12歳の誕生日が来たときには、その誕生月の月末に対象者に対しては接種券を送付いたします。

○9番（立石幸徳） 特に12歳ということになると中学生っちゅうことになるんですが、中学生に限っては、何か特別な接種の在り方といいましようか、全く一般市民と同様、中学生も自分で予約して、そして中学生自身が医療機関なりに行って接種を受けると。一般市民と変わらないことになっているんですか。それとも中学生は何か特別な扱いっちゅうか一緒に集団的にやるとか、何かその辺の状況はどうなっているんですかね。

○健康課長（西村祐一） 12歳になる方は小学6年生かと思えますけれども、中学生及び小学生につきましては、予約の方法、接種の方法につきましては一般の方と同じ方法でしていただいております。

ただ、予診表の中に保護者の同意欄があるんですけれども、中学生につきましては保護者の同意をいただければ単独で来られても受けられていますが、小学生につきましては保護者同伴での接種ということになっております。

○6番（城森史明） 先ほどの情報の件ですが、その情報を得ずしてその対策が立てられるんですかね。例えば、今度の第5波においても、たしか枕崎は20人以上の患者の方が発生したと思うんですが、その内情をある程度知らなければ、対策は打てないですよ。その辺はどうしてその対策を立てているんですかね。

○健康課長（西村祐一） 感染者が発生した場合に、保健所のほうから感染者について発生があ

りましたということで県の報道発表内容と同様の内容の情報はいただいております。

こちらとしても、やはりもうちょっと細かな情報がなければ何も対策の打ちようもないので保健所のほうにも確認をしたりするんですが、なかなかそこについて教えていただけない現状ではあります。なので、その個々に対しての具体的な対策というのは取れていない状況です。

ただもう市民の皆様方に対しまして、感染防止対策の徹底とか、そういったことしか現状ではできていない状況です。

**○6番（城森史明）** どの自治体にしてもそういうような状況ということだったら、それはどうしようもないですが、やはりある程度匿名で、性別と年齢までは分かりますよ。それ以上のことが例えば分かったらですよ、対策が打てるわけじゃないですか。

例えば私が一番問題視しているのは、このお盆を挟んだもんだから、県外者が結構枕崎にもいるんですよ、県外ナンバーが。そういうときに、今回の第5波はその辺のところの影響があったと思うんですよ、お盆帰りです。大都市から地方に流れ込んできた。

だから、その辺のところ具体的に傾向でもいいですよ。傾向でさえつかまないと、対策の打ちようがないじゃないですか。その辺を私は言っているんですよ。

例えば、10代が小学生は家庭内感染が多いちゅうことだけど、学校だけじゃなくて家庭の。

具体的に知る必要がある。基本的な対策は守れちゅうのは誰でもそれは分かりますよ。言われなくても分かります。現状を見たらですよ、皆それは分かっていますよ。それ言ったってしようがないんじゃないですか。それよりもっと細かな具体的なことがある以上、周知してもらわないですよ、市民は対策の立てようがないですよ。ただ、恐怖におびえて家にいるだけの話じゃないですか。その辺を何とかできないんですか。

**○9番（立石幸徳）** これは一般質問の繰り返しになりますけどね。つまり、そういう状況が全国的にある。これは何でそうなっているかという、いわゆる個人情報保護する。だから、保健所のほうは各保健所のない市にはですよ、名前と住所と電話番号、それしか教えない。

それに対して、例えばですね、報道では、東京の武蔵野あたりの周辺の5つの市町がこぞってですよ、東京都に掛け合ってこれじゃ困ると。だから、ちゃんとした情報を教えてくださいと。

ちょっと私今前段のところを間違えましたけどね。保健所が教えるのは人数だけちゅうんですよ。おたくの市は、何名自宅待機者、自宅療養者がいますと。あとの名前、住所、電話番号も教えない。

そして、これ一般質問でも言いましたが、群馬県などもこれじゃ困るということで、県内の全33の市町村が各個別に県と覚書を結んで情報提供するようにしている。

今後、コロナはどうなっていくか分かりません。そういうときに、一番住民に身近な行政機関にですよ、ただ何人いるんですお宅はって、それで済む話じゃないですよ。ただ教えてもらえないで置いとくんじゃなくて、こっちからやっぱり働きかけないといけないんじゃないですか、教えてくださいと。そのためには、どういうふうな覚書でもいいし、しないですよ。

ただ健康観察って、保健所が電話1本であなたの今日の体調どうですかとか何かやり取りもするでしょう。しかし、その人がその後どういう行動をするか、保健所なんか見れるはずがないですよ。別にそのコロナ感染者を疑うことでもないですけども、どこかに飛び出して、町中をさまようちゅうことなんかしないんでしょうけれども、だからそういうときに、やっぱり一番住民に身近な行政機関ですよ、市民が知る必要はないですけど、あそこのところには自宅療養、自宅待機者がいるんだということは知っておくべきじゃないんですかね。これはもう最後に私は副市長に聞いておきます。

**○副市長（小泉智資）** 自宅療養者の情報ということですが、今のところ、確かに保健所のほうに問い合わせても人数しか出てこないという状況であります。ただ、今後、そういう自宅療養者の動向がどうなっていくのか、自宅療養者がどんどん少なくなると、その分公的なところに入所

できるのかどうかという事で、そこら辺の増減っていうのも見ていかなきゃいけないかと思  
います。

ただ、今のところ、その自宅療養者のある程度の情報をいただいたとしても、それを一般的に  
公表はできない状況でありますので、なかなか強く自宅療養者の情報を求めることっていうのが  
今できないというのが現状です。

**○9番（立石幸徳）** せっかくの説明ですけどね、おかしい説明だと思いますよ。公表できない  
ち、公表なんかしろと言っているんじゃないんですよ。市が分かっているんですよ、非常にね、  
自宅療養者のコロナ感染がいい形になるよう我々も終息に向かっていくことを願ってはいますよ。  
それがあくまでも希望的な観測であってですね、これはどんどんかえっておかしくなっていって、  
そしてやっぱり準備という意味では、最悪のことを準備して、最悪のことを想定して、それをう  
まくいけばよかったというわけであってですね。

例えば、一般質問で言った具体的にこのコロナ感染で非常に一番重要な医療機器といいましょ  
うか、血中の酸素濃度測定器、パルスオキシメーター、これなんかは保健所は配るって言ってい  
るのに、配っているのかどうかちゅう確認も、保健所の言うとおりにじゃなくて、確認もできな  
いじゃないですか。万が一そういう医療機器を使ってやっとならば未然に防げたものが、届いてい  
ないがゆえに死亡者でも出たら大事ですよ。

だから、最後、もうこれはお願いしかできないんですけども、もうちょっと自宅療養者ちゅ  
うのをどういうふうに我々はこの今のコロナ感染の中でですね、しっかりと受け止めなきゃなら  
んのか。自宅待機、自宅療養者ちゅうのはたまたまそういうことであるんだよみたいな、非常  
に楽観的なムードで私はおかしくなると思うんですけども、もう要望しておきます。

**○議長（永野慶一郎）** ちょっと1点だけ。今ちょうどワクチン接種の件が出たので、ちょっと  
今、市民の中でもやっぱりワクチンについては賛否、結構分かれているところでございまして、  
特に12歳とか子供への接種っていうところでどうなのかっていうような意見を持っていらっし  
やる方もいるみたいなんですけども、あくまでも強制ではございませんので、任意ですので、そ  
の接種についてはもう親の判断とか子供自身の判断になってくると思うんですが、保護者の方に  
ちょっとお話を何人か聞いてみたんですけども、打つ、打たないはもう自由だと、皆さんそれぞ  
れだと思いますとそういう意見が多い中で、ちょっと心配されているのがですね、学校の中で、  
打った人、打たない人とで子供たちの中でそういった差別とか、そういったのがやっぱりそこが  
心配だというような声もあったんですけど、教育委員会はそれに対して何か対応とかされている  
のか、そこだけ1点お聞かせください。

**○学校教育課長（中村克己）** 議長御指摘のとおり、今心配されることはワクチン接種の問題、  
特に小学校の5年生、6年生以下の子供たちが接種するのか、しないのかということが非常に話  
題になっております。また、12歳以上の子供においても、打っている、今から打つのか、打た  
ないのかということについては子供と保護者、今、副反応の問題もかなりありますので、そこ  
については保護者の判断にはなりますけれども、学校としては、医療機関で打つと。できることな  
らばですね、土曜日、日曜日ということが一番いいのではないかな、つまり打ったか打たないか  
が分からない状況。

ただ、平日になると、早退をしたり、途中で離席して打つことになります。ただ一番大切なこ  
とは、打つ、打たないということよりも、やっぱり相手の気持ちに思いを巡らせるという、今ま  
だ打っている状況じゃないので、今このときに校長先生たちに話をしているのは、今打ってい  
ない状況の中で想定される課題、もしこのような問題が起きたらあなたたちはどうする、つまり、  
もしこの学校で感染者が出た場合、その子はどうやったら学校に来られる、家族はどう思っ  
ている、本人はどういう思いで家で待機をしているかなあ、起きてからではやはり難しいので、起  
きていない状況の中で、相手の立場に思いを巡らせて、そしてその子を迎えられるようにしようと

いう気持ちを今高めることが大切だということで、臨時の校長会を8月末に持ったのは、今やるべきことはこのことだということで周知をしたところでございます。

ですので、今9月は、そのワクチンの問題も含めて、感染者がもし自分の学校で出た場合、どう対応するのか、どう支えていくのか、どう励ましていくのかというような教育を徹底するようということでお願いしたところでございます。

**○13番（清水和弘）** 枕崎市内でもう10歳未満がたしか4名ほど出とると思うんですけどね。私はこの10歳未満の子供たちが出た場合、家族へのリスクच्छゅうのはすごく大きくなると思うんですよ。それを考えたらですよ、私はこれは県のほうにも話をしたんですけどね、10歳未満の子供たちへのワクチン接種、いろんな問題があると思うんですけどね、自治体から要望とかそういうのはできないんですか。

県のほうは、国が決めていることだからということだったんですけどね。しかし、そういうことでは私は子供たちの感染は防げないと思うんですよ。もうちょっとそれぞれの自治体からですね、要望すべきだと思うんですけど、その辺はどう思っているんですか。

**○健康課長（西村祐一）** ただいまの御質疑は11歳以下の子供たちへのワクチン接種ということだと思います。現在の枕崎市におきましては、ファイザー社製のワクチンを使用しているわけですが、こちらの説明書の中に、12歳以上の接種ということで書かれております。そういった内容で国のほうからファイザー社のほうが特例承認を受けていると思います。

今後、そういった承認内容の変更等ありまして、11歳以下の方にも接種が可能になるとするならば、国のほうからまた指示があると思いますので、そういった国の指示に従いましてワクチン接種は進めていきたいと考えております。

**○13番（清水和弘）** 今課長が言われたのはこれまでの答弁と一緒にですよ。ただ、私は10歳未満の子供たちがですよ、ウイルスに感染したら、家族に影響してくるわけですよこれ。それを、なぜ自治体の中で皆さんで意見を共有してですよ、上のほうに申請しないのか。お願いしないのか。その子供たちの命に対してどのように思っとるんですか、副市長。

**○副市長（小泉智資）** すいません、その質疑の趣旨が認可されていない子供たちに打てとおっしゃっているということでしょうか。それは、国の認可が下りてないものを実行することは市としてはできません。

**○13番（清水和弘）** 私は、認可されてないけど、それを自治体のほうから申請はしないのかということを知っているんですよ。

**○副市長（小泉智資）** 国のほうの認可が下りれば対応をいたします。

**○13番（清水和弘）** 枕崎市、自治体からは何の要望も出さないということですね、無責任な対応を取るということですね。

**○副市長（小泉智資）** 認められてないものを要望しろとって、それを無責任と言われるのはちょっとどうかとは思いますが。

**○13番（清水和弘）** 認められてないことを自治体から要望して研究させることはできるわけですよ。いろんな専門家がおるわけだから、それを研究してくれとかいろんな要望はできると思いますよ。なぜそれをこっちからの要望は出さないんですか。

**○委員長（禰占通男）** 副市長の言い分もあるし、13番委員の言い分もあると思うんだけど、今このワクチン接種についてはいろんな情報が飛び交っていますよ、専門家グループ、国の責任者の方々って。そこがまだ12歳以下っていうことであんまり決まってないみたいだけど、私の聞くところによると。

だから、そこをどうするのかというのは市町村は県の関係機関に上申して、そこで決定されたものが国のほうに行くと思うんですよ、私としての考え。だから、市町村がどう考えているのかच्छゅうことへの13番は質疑をするべきだと思うんですよ。国には無理かなと思う。だから

市町村としてのやり方、それを県がどう受け止めるのか、県がどうしてまたいくのかって言っても、このまん延防止措置についても知事の判断じゃできないわけだから、今度知事は要請しなかったけど、国から延期ということが今日の新聞に決まったみたいに載っていたから、その辺の解釈の仕方だと思うんですけど。どんなですかね。

私が言ったこともだけど、そういったふうで、今後の対策についてだったら、要望なりおっしゃってください。

**○13番（清水和弘）** だから、私先ほど言うたと思うけど、県のほうにも私は確認したんですよ。だから市のほうは、県にも言うてないはずですよ。私はその辺はね、今委員長から発言があったけど、県のほうには申し出ることはできるわけでしょう。そういうことをしないから私はなぜ国に、国はできないと思うけど、県を通じてやらなければならないいちゅうのは私も分かっていますよ。そういうことすらしてないわけじゃないですか。これから枕崎は人口減少が進んでいくのに、あまりにも無責任な行政じゃないかと厳しく私は本当思っていますよ。

**○9番（立石幸徳）** 県との関係で1つ申し上げたいんですよ。つまり、コロナ対策でですね、受け身になってばかりでは私はよろしくないと思います。市町村といえども、例えば鹿児島市などの中核市、保健所を持っていますからね。鹿児島市などは自宅待機、自宅療養者は全部分かっている。そして、先般報道もあったように、重症などところには鹿児島市のほうから医師も派遣すると。

ところが、そういう政令市、中核市でない保健所のない市は、保健所を通じてしかいろんな情報も出ない。それは通じてしかというよりも、健康課長の説明ではただ人数だけです。何度も言うように。あまりのですね、国民、住民の、ただその行政区域にいる場所が違うだけで、そういう形がいいのか、それはちゃんと保健所を持たない我が市は県のほうにしっかり対応してくれているというのは、当然ながら今13番委員が言うように言うべきことは申し上げるべきだと思いますよ。

**○6番（城森史明）** 私もちよっと最後1件だけ。やはり、第5波が収まってですよ、次に絶対第6波が来ますよね、そして正月を迎えますよね。それで、私が一番気になっているのは県外の人たちの来訪、行き帰りなんです。それで、鹿児島県が空港で無料のPCR検査を実施しました。PCR検査については、その辺の今の本市の対応はどのようになっているんですか。

例えば、枕崎市からよそに行く人もいますよね。そしたら、その人たちに例えば無料で検査を受けてもらうとか、そういう補助をするとか、逆に県外から来る人も何らかの補助、PCR検査に対する補助をする、それは必要になってくるんじゃないんですかね。その辺はどういう今考えでいるんですか。

**○健康課長（西村祐一）** PCR検査の助成についての御質疑かと思いますが、本市におきましてはPCR検査助成事業ということで、市民の皆様方の安心を得るために、そういった事業を設けております。内容につきましては、PCR検査にかかる費用のうち1万円を助成しております。

**○6番（城森史明）** 特にですよ、そのPCR検査が必要なのはやはりそういう県外の子、それは原則禁止って、国は原則行かないでくださいって言っていますよ。だけど、実際は県外の子がいっぱい来ていますよ、枕崎市に対しても。枕崎市からやむを得ず行く人もいますよ。

だから、もっとその辺の1万円としたら、自己負担が1万ぐらいあるんじゃないですか。あまりにも高いので、市がやっぱり何らかの補助、助成をして、PCR検査を気軽に受けるようにすれば、そういういろんな今後の第6波対策に私はなると思うんですよ。その辺は要望しときます。

**○9番（立石幸徳）** 資料を出していただいているんですけど、これも初日にちょっと触れまし

た地域介護基盤整備事業ですね。この資料からいきますと、その資料の2番、今回整備しようとする施設が①、②。この間言ったようにいわゆる介護事業計画の令和3年度から5年度の8期の計画の73ページに詳しく書いているんですが、この②は、令和4年度事業開始見込みという説明資料になっているんですね。

これは事業計画との関係では前倒しをしても別に支障はないわけですか。

○福祉課長（山口英雄） 質疑者が言われた今回整備しようとする施設につきましては、本日資料としてお配りしております認知症高齢者グループホーム1か所と、それから看護小規模多機能型居宅介護事業所1か所というふうになっております。

第8期の計画の中でもこの①の部分につきましては、令和3年度に整備して事業開始をするという見込みで計画しておりました。

②のほうの整備につきましては、介護保険事業計画では令和4年度からの事業開始ということで給付費等そこで利用者が増になるというふうに見込んでおりましたけれども、県のほうに確認したところ追加要望等もあり得るということで、事業自体は令和4年度から実施するというのであれば、事前に前倒しして今年度整備して、令和4年度の早い時期から事業を開始すると、そういったことも可能だということでございまして、そういった関係で、今回、県の追加要望がある可能性を踏まえて、補正予算を計上したところでございます。

○4番（沖園強） この資料からいくと、結局4の配分基礎単価のところなんですけれども、1施設につき1,500万から3,360万と、それと②のほうでこれ定員数の1名につき83万9,000円ということなんですけれども、この①、②の事業からいくと大体満額いったときに7,880万ぐらいかなと、そうすると、予算書では整備事業費として8,200万程度計上されているんですけれども、これは、上限額は書いてあるんですけれども整備費の補助率とかそういうのはどうなっているんですか。

○福祉課長（山口英雄） 補助金の配分基礎単価につきましては、本日お配りの資料にありますとおり①の地域密着型サービス等整備助成事業、これはハード整備の部分でございまして、これにつきましては、1施設につき1,500万から3,360万の範囲で都道府県知事が定める額というふうになっております。

それから②の部分につきましては、介護施設等の施設開設準備経費の支援事業、すなわちソフト、備品等とかですね、そういったものの整備のソフト事業の補助金なんですけれども、これにつきましては、定員数によりまして定員1名につき83万9,000円の範囲で都道府県知事が定める額というふうにされております。

ただ、看護小規模多機能型居宅介護事業所という部分につきましては、これは、多様なサービスを提供する部分でありまして、泊まりもできますし、通いもできるというそういったサービスでございまして、この看護小規模多機能型居宅介護事業所につきましては宿泊定員数でこのソフト事業は算定するというふうになっております。

今回の補正予算では、2つの施設とも①のハード補助金につきましては、配分上限額の3,360万円、それから②のソフト事業分につきましては、1名につき83万9,000円ですので、1か所が755万1,000円ですかね、それぐらいになると思いますけれども、そういった予算で計上してありますけれども、現在、県のほうに要望中でありまして、まだ、交付決定とか内示とかそういったものが来ておりませんので、配分の上限額で計上しているということでございます。

○4番（沖園強） 上限額は分かるんですけれども、例えば施設を事業者が設置しますよね。その場合、例えば5,000万要って3,360万になるのか、もう満額、それで助成額で施設は建つものなんですか。

○福祉課長（山口英雄） この事業につきましては、補助金が、例えば整備費が幾らかかっても満額出るのかということだと思いますけれども、私が知っている限りでは何割とかそういったことはなかったと思いますので、この上限額以上の整備費、こういった施設を整備するときには、

この上限額よりもまだはるかに超える施設が必要になるというふうに考えられますので、この事業費がこの上限額を上回っている場合であれば、この上限額までは配分がされるかと思えます。

ただし、あくまでもこのハード事業についても、ソフト事業につきましても、この上限額の範囲内で知事が定める額ですので、全体の県の事業計画の中の令和3年度の整備費で要望がどれだけきたか、その総額によって実際の配分額は落とされるということになるかと思えます。

○4番（沖園強） 確認ですけど今の御答弁では、県内全体の需要額で配分が決まるということですけど、上限額ですから、仮にですよ、4,000万の施設を造ったと、事業費が要ったと、それも3,360万なのか、あるいは5,000万の施設に経費が要った場合にも3,360万なのか。

上限を超えた場合にはというような御答弁ですから、その辺がストンと落ちてこないんですけど、事業費の何割とかがちゅうのはないの。

○福祉課長（山口英雄） この地域介護基盤整備事業補助金要綱の中では、そういった記述はなかったのではないかというふうに記憶しております。

○4番（沖園強） もしその辺があつたのであれば、また後ほどお示しいただければ。よろしくどうぞ。

○13番（清水和弘） 私はですね、この14ページの危険家屋の解体撤去事業に589万程度計上してありますけどね。これまで本市が解体した家屋、これ集落ごとに分かっておれば教えていただきたいです。

○総務課参事（平田寿一） 地区ごとに把握していますので答弁いたします。

金山地区12棟、桜山地区19棟、立神地区8棟、枕崎地区44棟、別府地区20棟、合計で103棟となっております。

○13番（清水和弘） 今、103棟解体したということなんですけどね。まだ、解体、必要な家屋がある。私も見て回ってあると思うんですよ。

あとどのぐらいの、もう解体が迫っているような家屋はどのぐらいあるんですかね。これはもう、集落ごとでなくてもいいですよ。全体でいいですよ。

○総務課参事（平田寿一） 現在危険空き家等ということで認定しているのが66棟あります。

今回の補正につきましては、この66棟のうち17棟について、解体の意思があるということで相談を受けております。

その17棟に加えて今後の見込み用3棟、全部で20棟分の事業費30万掛ける20棟で600万必要なんですけど、今の時点において、予算の残額が10万3,000円であることから、それを差し引いた額を補正予算として計上してあります。

○2番（眞茅弘美） 説明資料1番の(1)の「枕崎の、味と旅。」グルメ・宿泊クーポン券発行事業ですが、こちらの発行時期なんですけど、今、まん延防止等重点措置の延長を言われておまして、どのタイミングで発行するかが大変重要になってくるかと思うんですけど、そちらの見極めをですね、ぜひよろしくお願い致します。

○水産商工課長（鮫島寿文） お尋ねの発行の日程ですけども、先ほど申し上げましたとおり、枕崎市通り会連合会のほうで検討され準備を進めておりますが、質疑者がおっしゃったとおり今まん延防止措置の期間が9月12日から9月30日まで延長される方針が示されておりますことも踏まえましても、現在考えておりますのは11月の下旬に発行を予定しております。

クーポン券の使用期間としましては、感染症の拡大が一進一退ということで、今第5波までできておりますが、使用期間につきましては11月の下旬から1月31日までを使用期間ということで考えております。

そういったことで予定をしておりますが、感染の状況によってはこれが変更になる場合もあるかもしれませんが、状況としましては11月末から1月の末日ぐらいまでを使用期間として、このクーポン券を発行するというところで計画をしているところでございます。

○9番（立石幸徳） 教育費の関係で小学校、中学校それから体育施設ですか、それぞれ消防用設備等点検業務ちゅうのが出ているんですね、小学校が33万2,000円、中学校が34万8,000円、体育施設が体育館なのかどこか分かりませんが51万7,000円ですよ。

この消防用設備の点検、これは定期的に毎年度いつしているものなのか、それからどういう消防設備を点検されておられるんですかね。

○教育総務課長（宮原司） ただいまの御質疑ですけれども、各小中学校につきましては、昨年度は11月に契約をいたしまして3月までの期間で点検を行っています。

この中身につきましては、自動火災報知器の設備、あと誘導灯、誘導標識、あと消火器の点検、屋内消火栓設備があるところについては、屋内消火栓設備等の点検も行っているところです。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 同じくですね、体育施設に関しましては、体育館及び武道館になります。

○9番（立石幸徳） 火災が発生したときの報知器ですか、そういうのも1年に1回はきっちり点検をしなければならない。この法令上の関係では1年に1回はきちっと点検するという消防法なりの規定があるんですか。

○教育総務課長（宮原司） はい、そのようになっていますので、契約をして資格を持っている方に点検をしていただいているということでございます。

○9番（立石幸徳） 昨年が11月に契約して3月までにやったちゅうんですけれど、そういう点検結果の状況というのはどういうふうになっているんですかね。

○教育総務課長（宮原司） 学校ごとに、不良箇所とかがございましたときには、不良箇所があるということでこちらに報告をいただいて、その分については、その都度確認を行って、修繕ができる場合はすぐに修繕を図る。できないもの、金額が大きいものについては本年度も行っておりますが、次年度に予算を計上して工事を行うという対応を取っているところです。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 学校施設と同じく、スポーツ施設も同じような対応しております。特定防火対象物でございますので年に1回、消防署のほうに報告しております。

○9番（立石幸徳） 点検をして、あるいは改修をしなきゃならないっていうようなものを改修したりして、消防のほうへの報告というのはきちっと設備としては全然問題なしというような報告を消防にするわけでしょう。

消防のほうはそれを受けて、再度消防は、間違いなく、安全っていうか、問題ないなという形で最終的に終わるんですかね。

その消防との関連を教えてくださいたいと思います。

○教育総務課長（宮原司） 報告については、点検が終わったときに、不良箇所がある場合はそのまま報告書に記載し、毎年度契約した業者の方が消防署に報告をしているということでございます。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） スポーツ施設関係も同じでございます。

○委員長（禰占通男） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第44号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（禰占通男） 異議もありませんので、議案第44号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

**△議案第45号 令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）**

○委員長（禰占通男） 再開いたします。

次に、議案第45号令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（西村祐一） 議案第45号令和3年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について概略を申し上げます。

予算書の末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,947万9,000円を追加し、予算総額を35億1,803万9,000円にしようとするもので、当初予算より0.6%の伸びとなります。

補正の内容は、総務管理費につきましては、令和5年1月に国保事務処理標準システムを稼働するため、アクロシティシステムからのデータ移行に伴う経費として745万8,000円の増額です。

保健事業費につきましては、保健事業ツール購入に伴う経費として9万3,000円の増額です。

償還金及び還付加算金につきましては、令和2年度精算に伴う国及び県特定健康診査・特定保健指導負担金の返納金426万8,000円と療養給付費等負担金の返納金142万3,000円、保険給付費等交付金623万7,000円の合計1,192万8,000円の増額です。

以上の財源として、県支出金750万4,000円、繰入金480万円、繰越金1,090万8,000円の増額と、諸収入373万3,000円の減額で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（禰占通男） 審査をお願いいたします。

○9番（立石幸徳） 予算書6ページ、一般管理費の国保事務処理標準システム導入、これはやはり国保中央会、あるいは国保連合会が今のシステムを全体的に変えるという部分の導入システムに関わるものですかね、それとは関係ないの。

○健康課長（西村祐一） 今回の国保事務処理標準システムにつきましては、令和2年12月25日に総務省から提出され閣議決定されておりますデジタルガバメント実行計画におきまして、これまでに構築されてきた市町村標準システムを令和4年夏までに標準仕様の見直しを行うとされたことから、引き続き導入推進を行うとともに既存システムの仕様書等の見直しを行い、国保における標準システムとして位置づけることとしています。

今後、全ての自治体におきまして、標準仕様に適合したシステムの導入が必要とされることから今回の補正を行っております。

○9番（立石幸徳） そうしますと、今、連合会が、中央会が将来的にいわれる今の総合システム更新ちゅうか、入るっていう、そのシステム改修とは全然関係ないちゅうことですかね。

○健康課長（西村祐一） 最終的に国のほうがガバメントクラウドというのを構築する予定になっておりまして、そちらに最終的に移行するために必要なシステム改修ということになっております。

○9番（立石幸徳） もう一個、この間も国保中央会のなんか総会みたいなのがあったらしいですけど、そこで決議がなされた国保の総合システムの令和6年の改修に向けての動きちゅうのはまだ始まっていないわけですか。

○健康課長（西村祐一） ただいま委員がおっしゃったとおりだと思います。

○13番（清水和弘） 今、デジタル標準化したことによってですよ、住民にとって何かメリッ

トとかデメリットとか発生するんですか。

○健康課長（西村祐一） 導入後のメリットといたしましては、将来にわたり制度改正等があった場合のシステム改修対応が不要になるということ、あと事務処理の標準化によりまして共同事務委託の範囲を拡充することが可能となることがあります。

デメリットといたしましては、自治体ごとのカスタマイズができないということが挙げられると思います。

○13番（清水和弘） ということは事務処理だけで、枕崎市の国保関係住民に対しての影響というのはどのようなふうを考えておる、ないわけ、事務処理だから。

○健康課長（西村祐一） 事務処理が全国で統一化されるということでありまして、直接の住民に対するメリットということはないと思うんですが、ただ制度改正等があった場合、システム改修が不要となることからそこら辺で経費の節減につながっていくと考えております。

○6番（城森史明） 5ページの歳入欠陥補填収入についてはどうなっているんですか。

○健康課長（西村祐一） 歳入欠陥補填収入の減につきましては、今回、国保財政安定化支援事業の確定額を補正のほうに組み込みまして、そういった関係で通常であれば初日本会議でも答弁した内容と重なるんですが、実際、今回の補正を行うに当たりまして、この歳入欠陥補填収入を増やすよりは国保財政安定化支援事業が確定した関係で、財政課のほうと協議しまして確定した財政安定化支援事業繰入金を計上した関係で、この歳入欠陥補填収入というのが減っております。

○6番（城森史明） 私も予算の記憶がないんですが、なぜこの時点で歳入欠陥補填収入ちゅうのが存在しているんですか、ということはどう赤字路線を設定していることになりますよね、令和3年度は赤字ですよという、それをもう設定しているちゅうことになるので、なんでそれが今の時期にまだ半年もたっていないのにこれが発生しているのか。

○健康課長（西村祐一） 今回の歳入欠陥補填収入につきましては、補正額はマイナスとなっておりますので新たに発生したということではないと思います。

○6番（城森史明） それを聞いていますよ、だってマイナスになっているんじゃないんですか、なぜこれが存在しているかっていうことですよ。3,100万円が発生し、この現時点で発生しているのかっていうことの意味を、これ予算、3月に質疑すればよかったです、私も記憶がないんで再度質疑しているだけです。

○健康課長（西村祐一） 本来であれば保険税の収入と繰入金のほうで賄うべきものなんですけれども、どうしても歳出に対しまして歳入のほうが必要なということで、委員がおっしゃるとおり赤字の予算とはなっておりますが、こういった関係で歳入欠陥補填収入というのを計上していると考えております。

○6番（城森史明） まあ3,000万円ぐらいだったら、自助努力で何とかならないんですか、そういう目標、どうしても計上ということではなっていますが、自助努力ではどうにもできない状況なんですか。

○健康課長（西村祐一） 歳入欠陥補填収入をなくす方法といたしましては国民健康保険税を上げるか、あとは医療費適正化事業に取り組みまして医療費を削減する方法のいずれかになると思うんですが、現在のところ医療費適正化事業を実施しまして、医療費の削減には取り組んでいるところでございます。

○6番（城森史明） やり方だと思うんですけど、ちょっと最初、当初からもう歳入欠陥補填収入で計上するちゅうこと自体がちょっと私は問題じゃないのかなと、それは当然、最初に努力して最終的になったらそれはもうしようがないですけど、これはもう努力をしないような感じも、もともと上げておけばですね、そういう取られますので、その辺はこれが最終的にゼロになるように要望します。

○**財政課長（佐藤祐司）** これまでも、財源補填収入については当初から計上いたしております。といいますのも一般会計、特別会計の予算と申しますのは歳入歳出同額でないといけません。ということで同額にする以上、歳入が歳出を賄えない額については赤字補填収入という形で計上いたしております。

過去には累積赤字が生じておりまして、その分、額が大きかったわけでございますけど、累積赤字が28年に解消しましてからは、当該年度の赤字分をここに計上しております。それで、今年度当初につきましても、当初段階では1億3,000万円程度の赤字財源補填収入が見込まれたわけですけれども一般会計のほうとの調整の結果、当初予算で1億円の財源補填収入、繰入金を計上することで、結局3,100万円の当初予算の計上になったところです。

例年もなんですが、最終補正の段階では国保会計の収支の状況、そして一般会計の収支の状況を見ながら最終的には予算の段階で赤字補填収入についてはゼロにいたしております。一般会計からの赤字を補填繰入れするという調整をしているということでございます。

先ほども健康課長が申しましたように今年度は前年度からの繰越金で、国県等への精算返納金を賄えないという状況がございました。ということで安定化支援事業の繰入れをしなければ、赤字補填収入を増やしてしまうということになります。

年度途中で赤字補填収入を増やすというのはどうしても予算の組み方としてよろしくないのではないかとということで一般会計のほうとも話をしまして、確定している480万について計上することで、若干赤字補填収入を減額しましたが、先ほど申しましたように最終補正時にはこのところはゼロにするという形を取りたいと考えております。

○**6番（城森史明）** やり方の問題で別にあれはないんでしょうけれど、私は医療費削減によって3,000万円ちゅったら全体の予算の1%ですよ、だからそこに努力目標を掲げておいてその努力をすることによって、最終的に黒字になればいいのかなと私思ったもんですから、そういうことでこれをそうしたら最初から赤字を容認してしまうような感じを受けたもんでしたわけです。

そういうことで、要は医療費適正化、削減しかないわけですからですね、その辺の努力を要望します。

○**9番（立石幸徳）** そうしますと、枕崎市国保の赤字削減、あるいは解消計画、これは今現在どうなっているんですかね。

○**健康課長（西村祐一）** 計画につきましては、令和6年度までに解消する目標で計画を立てているところです。

○**9番（立石幸徳）** 令和6年度までに解消する、いつつくった計画ですか、計画はいつできたの。

○**健康課長（西村祐一）** 平成29年度作成ということになっております。

○**9番（立石幸徳）** そうすると、もう29年から29、30、31、32、4年たって要するに10年計画ってことですかね、6年度までつったら、これ何か年計画でやっているんですか。

○**健康課長（西村祐一）** 30年度から対象になっております、7年計画ということです。

○**9番（立石幸徳）** 幾らの赤字を6年度までに解消するのか、そして今現在までの進捗、そして赤字解消どころか、やっぱりその何ですか、今度も少しは減っているけど、歳入欠陥補填収入ちゅうのは残っていて、今まではもう過年度全部赤字の国保はもちろん繰入れをすれば赤字にはならんわけですけれども、実質的にずっと赤字できているんでしょう、ですよ。6年度はもう解消、解消ってそれは、希望ちゅうか期待を持てるんですかね。

○**健康課長（西村祐一）** 一応、当初の計画では国保税の税率アップを計画しておりまして、1回3,000万円程度の解消を目的に国保税率を上げていると思います。また、連続して上げるのは市民の皆様方の生活もあることですから、また数年置きまして、国保税の改定につきまして検討

していきたいとは考えております。

○9番（立石幸徳） もうあとはですね、決算審査で聞きますので、国保のな、明日からのきちっとですね、その税率改定って3,000万円だったでしょう。3,000万円どころで解消はしませんよ、今度、いつどの時点で3,000万円上げるか知りませんが、決算のときでいいですので、今まで平成30年からどういう推移になっているのか、間違いなくっていうか、令和6年度目標に解消するちゅうな、その赤字解消計画と実際はどう進んでいるかちゅうのをな、私もまだ資料要求をしていませんので、しっかり説明できるように決算のときに報告をしていただきたいと思います。

○委員長（禰占通男） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第45号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（禰占通男） 異議もありませんので、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △議案第46号 令和3年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○委員長（禰占通男） 次に、議案第46号令和3年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（西村祐一） 議案第46号令和3年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について概略を申し上げます。

予算書の末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ190万7,000円を追加し、予算総額を3億6,746万3,000円にしようとするもので、当初予算より0.5%の伸びとなります。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和2年度精算に伴う179万3,000円の増額です。

繰出金につきましては、令和2年度精算に伴う一般会計繰出金11万4,000円の増額です。

以上の財源として、繰入金180万6,000円と諸収入10万1,000円の増額で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（禰占通男） 審査をお願いいたします。

ありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第46号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（禰占通男） 異議もありませんので、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時32分 休憩

午後1時34分 再開

## △議案第47号 令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（禰占通男） 再開いたします。

次に、議案第47号令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（山口英雄） 議案第47号令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,093万3,000円を追加し、予算総額を30億0,189万5,000円にしようとするものです。

補正の内容は、令和2年度の実績確定に伴う精算等で、介護給付費準備基金積立金6,557万3,000円、介護給付費負担金等返納金8,668万5,000円、一般会計繰出金3,837万5,000円並びに介護保険料還付金及び還付加算金30万円の増額であります。

以上の財源として、繰越金1億8,793万7,000円、繰入金299万6,000円の増で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（禰占通男） 審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 5ページの居宅介護サービス給付費、このマイナス299万6,000円となっていますけど、この理由を説明していただけませんか。

○福祉課長（山口英雄） 5ページの居宅介護サービス給付費でございますが、保険料の軽減分299万6,000円をその他財源から減額いたしまして、その分一般財源を同額増額したものでございまして、財源内訳変更でございます。

○9番（立石幸徳） その299万6,000円のその分の国県の明細といたしまししょうか、それは一般会計のほうに出ていたんですかね。その明細をちょっともう一回教えてください。

○福祉課長（山口英雄） 今回の財源内訳変更につきましては、御承知のとおり介護保険料につきましては低所得者に対する保険料軽減がございます。所得段階の第1段階の方につきましては、保険料基準額に対して0.3、第2段階の方は0.5、それから第3段階の方が0.7というふうに軽減がされております。

当初予算の段階におきまして、これらの低所得者保険料の軽減の対象者について、当初予算編成上、総体で第1段階から第3段階までの方で、合わせて軽減分が4,500万円程度というふうに見ておりましたけれども、実際に現実の賦課ではそれが4,799万6,000円程度というふうになりました。その分、保険料の軽減分が多くなったわけですので、その他財源の介護保険料分を減額いたしまして、一般会計からの繰入金分を299万6,000増やしたものでございます。この負担割合につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1でございます。

○9番（立石幸徳） 今言った一般会計の予算書はもう午前中に済んだもんだからあれしてないんですけど、299万6,000円の半分、2分の1が今度の補正に関わる国の負担分、4分の1は県の県支出金と、市の負担の分はもう一般会計ですから全然市の負担分についてはもう前回の中から出てくるちそういう理解でいいんですか。

○福祉課長（山口英雄） 今この低所得者保険料の軽減分の299万6,000円につきましては、国の負担分も県の負担分も一般会計のほうに入ります。一般会計から、一般会計の負担分、市の負担分も含めて繰入金として入ってきます。というようなことで、先ほど午前中に審議いただきました一般会計の補正予算の中でも299万6,000円の介護保険特別会計繰出金を計上しておりましたので、そのようなことで御了解いただきたいと思います。

○9番（立石幸徳） 償還金、還付加算金が発生した事情はどういうことなんですかね。諸支出金の償還金及び還付加算金。

○福祉課長（山口英雄） 諸支出金の償還金及び還付加算金の件ですが、今お尋ねになっているのは償還金の8,668万5,000円のことでしょうか、それとも30万円のほうでしょうか。（「歳出のほうです」と言う者あり）それでは両方御説明いたします。

償還金及び還付加算金の中で、まず目の1、第1号被保険者保険料還付金の30万円の増額でございますが、こちらにつきましては介護保険第1号被保険者の65歳以上の方で、今回、矯正施設に入所されていた方が判明いたしまして、そういった矯正施設に入った方というのは介護保険料の減免対象になります。矯正施設に入っていれば、介護サービスが受けられないので、保険料は減免というふうになっております。

そういったことで、遡って減免対象になったものですから、今後の通常の所得更生による遡っての1号保険料の還付に必要な正味予算の不足が見込まれるといったことで30万円の増額をさせていただいたところでございます。

それから、2目の償還金につきましては、先ほど提案理由説明の中で申し上げましたけれども、令和2年度の決算実績確定に伴います国県支出金等の精算返納金が6,929万8,000円、支払基金への精算返納金が1,738万7,000円というふうなことでございます。

○4番（沖園強） 説明資料の2の(1)介護給付費準備基金積立金なんですけど、令和2年度の決算で5,166万程度積み立てられたと。令和3年度末で積立累積額はどのぐらいになるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 基金積立金につきましては、現時点における令和3年度末の介護給付費準備基金の残高につきましては3億7,354万円程度というふうに見込んでおります。

○9番（立石幸徳） 一般質問でちょっとお尋ねしました社協の訪問介護の、本年度は、続いていくちゅうことになるんでしょうが、これ介護保険会計のほうには次年度以降ちゅうか何らかの影響ちゅうか出てくるもんなんですか。

○福祉課長（山口英雄） 一般質問の中でも、社協のホームヘルプサービスのことで答弁をいたしましたけれども、社会福祉協議会が事業所を閉鎖するに当たっては、地域包括ケア推進課長が答弁を申し上げましたとおり、利用者がスムーズに利用ができるようにする必要がありますので、利用者については社協が事業所を閉鎖したとしても引き続き必要な利用ができることという条件があるものと思われま。

そういったことですので、介護保険会計の給付費のほうについては、特段の変更、そんな影響はないのかなというふうに思っております。

○9番（立石幸徳） それからもう一点、同じことで、県のほうに届出をしないといけない、介護事業所の廃止のな。そういうときに、民間というと社協も民間になるんでしょうけれども、一般的な介護事業所の閉鎖ちゅうのは一応置いといたとしても、社協あたりの介護事業所閉鎖っていうのは市のほうに行政へ何かペナルティーが出てくるんですか、それは全然ない。

○福祉課長（山口英雄） ペナルティーか何かというようなことでしたけれども、そういったことはございません。

○4番（沖園強） 先ほど続けてお尋ねすればよかったですけど、令和2年度の決算で準備基金の積立てが5,100万程度ですよ。6,500万を見込んでいるんですけど、3年度で。これは保険料見直しによっての影響額はどのぐらいあるんですか。介護保険料の準備基金が多いほうがまた改定のときの資金源にもなりますのでいいんですけど。

○福祉課長（山口英雄） 今、介護給付費準備基金の残高がどんどん増えてきております。

3月の介護保険事業計画の中でも説明を申し上げたかと思っておりますけれども、これだけ基金の残高が大きくなってきている原因というのは、一つには、第6期から続けてでしたけれども第7期までの間に整備し、事業を実施しているはずであった地域密着型の小規模多機能型居宅介護事業

所が結局、計画期間を通じて事業実施ができなかったということが一つ、それから要介護認定率が令和3年3月末で計画上は17.5%程度というふうにはたしか見ていたと思うんですが、現実の要介護認定率はそれを1ポイントほど下回っております。

それはこちらのほうが筋トレサロンとか、てげてげ広場とか、そういった予防事業に努めてきた成果がだんだん現れてきたのかなと思っておりますけれども、そういったことで基金残高がだんだん多くなってきているところでございます。

3月に御説明いたしましたとおり、その中でこの第8期計画では、介護保険料の上昇を抑えるべく、そのうちの、今後、基金から1億6,000万から1億7,000万円程度を投入して保険料の伸びを抑えるということを計画しておりますので、第8期の初年度とかになりますと基金残高が増えていくんですけど、これから徐々に減っていくものというふうには思っております。

○委員長（禰占通男） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第47号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（禰占通男） 異議もありませんので、議案第47号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、審査の結果については、9月24日の本会議において報告することになりますので、御承知お祈りいたします。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（禰占通男） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告につきましては、申合せのとおり簡潔な内容にしたいと思っておりますので、御承知お祈りいたします。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午後1時55分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長 禰 占 通 男